

富 観 振 7 9 3 号
令和7年 7月24日

河口湖リゾート開発株式会社
代表取締役 稲葉 孝史 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



意見提出不要通知書

令和7年6月10日付けで送付された次の事業に係る事業者見解書については、意見を述べる必要がないと認めるので、山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例第12条第5項の規定により通知します。

なお、当該事業に関して他の法令に基づく手續を行う場合には、事業者見解書に記載された景観の保全のための措置について配慮するとともに、当該他の法令ごとに、別途、景観の保全に関する指導が行われる場合があることに留意してください。

対象事業の名称	（仮称）河口湖プロジェクト新築計画
対象事業の種類	建築物の新築の事業
対象事業の規模	事業区域の面積：18,079.59㎡
対象事業の実施に係る区域の位置	山梨県南都留郡富士河口湖町大石字久保井坂下地2640番2（外27筆）

山梨県 観光文化・スポーツ部
富士山観光振興グループ
富士山保全企画担当 大浦
TEL 055(223)1316